

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、奈良地方法務局長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和二年十二月二十二日

奈良県知事 荒 井 正 吾

一 測量の目的 公共測量（不動産登記法第十四条第一項による地図作成）

二 測量の地域 生駒市軽井沢町、門前町、西旭ヶ丘、緑ヶ丘、元町二丁目及び山崎町の一部並びに新旭ヶ丘及び中菜畑一丁目の全部

三 測量の期間 令和二年十月二十日から令和三年二月二十八日まで